

# ○文化部室使用規則

昭和40年11月10日 施行

昭和52年11月30日 最新改正

本規則は、文化部部室の保全、施設・備品の管理に万全を期するため、これを定める。

(入室及び利用の資格)

**第1条** 部室の入室および利用の資格を次の通り定める。

- (1) 本部室を使用できる部は、文化会常任委員会においてあらかじめ選考し、学生部の承認を得たものに限る
- (2) 学内団体に属さないもの(体育会又は文化会に属さない者)が個人または有志で利用する場合は、文化会常任委員会を經由して、学生部の許可を得なければならない。
- (3) 本学学生以外の者の入室は禁ずる。ただし、本学教職員および学生部の許可を得た者は、この限りではない。

(部室の管理)

**第2条** 部室の鍵は、各部責任者に貸与する。責任者は部室の盗難予防、防災、施錠に留意し、その責任を負うものとする。

- 2 音楽練習室は、交響楽団が優先して使用する。ただし、文化部団体活動に必要なときは、他の団体も学生部の許可を得て使用することができる。和室(甲墨会優先)を使用する場合も、音楽練習室の使用方に準ずるものとする。
- 3 その他、特殊設備を有する部室においては、割り当てを受けた部が優先使用するが、部の活動に支障のない限り、文化会常任委員会の承認を得て、他の団体も使用することができる。
- 4 会議室は、文化会常任委員会の管轄とする。
- 5 文化部の部長会から委任された監査委員会は、随時、各部室の使用状況を点検し、その結果を学生部に報告しなければならない。

(使用時間)

**第3条** 部室の使用時間は、原則として午前8時より午後7時までとする。

- 2 前項の時間を超えて使用する場合は、あらかじめ学生部に届け出て、使用後は火気、施錠などについて守衛室の点検を受けること。

(使用時間)

**第4条** 部室の使用時間に関しては、常に下記事項を厳守し、違背しないよう留意しなければならない。

(部室内)

- ① 各部室内は各部において清掃し、備品・用具などは常に整頓しておくこと。
- ② 各部室内の設備・備品を部室外に持ち出すことはできない。ただし、学生部の承認を得た場合は、この限りではない。
- ③ 各部室内の壁に釘、その他により毀損、汚損を与えてはならない。
- ④ 各部室内での飲酒は厳禁する。
- ⑤ 指定の場所以外での喫煙、その他火気の使用を禁止する。

(共同場所)

- ⑥ ロビー、便所などの共同の場所は大切に取扱い、他に迷惑をかけないよう注意すること。

(清掃)

- ⑦ 廊下及び部室、建物周囲の清掃は、文化会常任委員会の指示にしたがい、責任をもっておこなうこと。
- ⑧ ロビー、便所などの清掃は、文化会常任委員会の指示にしたがい、毎週2回以上行なうこと。

(費用負担)

**第5条** 部室の水道、電気料金のうち、基本使用量は大学で負担する。超過分については、各部において負担することとし、この支払については、文化会常任委員会が責任を負うものとする。

- 2 トイレットペーパーは、必ず備え付けのものを使用すること。ただし、その費用は各部合同で負担すること。

(一般注意事項)

**第6条** 部室の使用に関しての一般注意事項を次の通り定める。

- (1) 建物、その他の場所に貼紙、落書などをしてはならない。ただし、学生部の許可を得た掲示について

は、指定された場所に貼付することができる。

(2) 部室、建物及び施設・備品を毀損し、または備品などを滅失したときは、遅滞なく学生部に届け出て、その指示を受けなければならない。

(3) 火災報知、手動発信器および消火ポンプの起動押ボタンは、非常の場合以外は、絶対にふれてはならない。

(4) 屋上に上がることは、厳禁する。

**第7条** 部室の使用に関して、本規則に規定する以外のことがらが生じたときは、学生部に相談のうえ、許可を得なければならない。

**第8条** 本規則に違反したときは、使用を禁止する。

2 旧学生会館2階、3階にある部室の使用についても、本規則を準用する。

(改正)

**第9条** 本規則の改正は、文化常任委員会と監査委員会で協議し、部長会の同意を得たのち、学生部と相談のうえ、学生部委員会の承認を得るものとする。